

## 金沢市における特殊建築物の敷地の位置について

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく、金沢市における特殊建築物(産業廃棄物中間処理施設)の用途に供する敷地の位置

名 称	位 置	地 番	地 目	地 積 (㎡)	摘 要
					主要施設処理能力
アクアクリーン(株)	金沢市 湊1丁目	22番7	宅地	7,675	・破砕施設(廃プラスチック類等) (14.1t/日, 24時間稼働)

### 理 由

アクアクリーン(株)は、平成19年5月より当該敷地において医療器具等の感染性産業廃棄物の中間処理(破砕、選別、減容固化)及びリサイクルを行う産業廃棄物中間処理場となっている。

既存の処理施設には、破砕機、乾熱滅菌施設、減容固化施設、油化施設があり、今回、施設の稼働時間の延長により処理能力を 4.7t/日から 14.1t/日に変更し、施設機能の充実を図り、環境負荷の低減に寄与し、循環型社会形成の一役を担うものである。

当施設は、都市計画区域内の工業専用地域に位置しており、設置にあたっては、関係地域の説明会の実施、公害等に関する対処、関係機関との調整を終了している。

以上により、都市計画上支障がないと考えられるので、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により、敷地の位置について付議するものである。